

熊本再春荘病院臨床研究部規程

(設 置)

第1条 熊本再春荘病院に臨床研究部を置く。

(目 的)

第2条 臨床研究部は、臨床研究に主体を置き、リウマチ・骨運動器疾患、神経筋疾患、小児成育医療及び重症心身障害の政策医療をはじめ全診療領域における総合的臨床研究を強力に推進することを目的とする。

(組 織)

第3条 臨床研究部に次に掲げる研究室並びに治験管理室を置く。

- 一 病理研究室
- 二 病態生理研究室
- 三 免疫アレルギー研究室
- 四 薬理生化学研究室
- 五 治療技術研究室

(臨床研究部長等)

第4条 臨床研究部に部長を置く。

- 2 前項に定める研究室には、それぞれ室長及び若干名の室員を置く。
- 3 室長及び室員は併任職員をもって充てることができる。
- 4 部長は院長の指揮監督の下に、臨床研究部の業務を統括する。
- 5 室長は部長の監督の下に、室員を指揮監督し、研究についての助言・指導を行い研究業務を推進する。
- 6 室員は室長の命を受け、当該研究室の業務に従事する。

(運営委員会)

第5条 臨床研究部の円滑な運営を図るため、熊本再春荘病院臨床研究部運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は院長、副院長、統括診療部長、臨床研究部長、事務部長、看護部長、薬剤科長、企画課長、管理課長並びに前条に定める各室長をもって構成する。
但し、委員長が必要と認める場合は、委員以外の職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 運営委員会に委員長を置き、臨床研究部長をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会を総括し、その議長になるものとする。

- 5 運営委員会は、原則として年2回の開催を計画していくものとする。なお、委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 6 運営委員会は、次の事項について審議するものとする。
 - 一 研究課題の選定に関すること。
 - 二 臨床研究部の運営に関すること。
 - 三 その他第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 7 運営委員会における庶務は臨床研究部が担当し、議事の記録及び保管を行うものとする。

(臨床研究部会)

- 第6条 臨床研究部に、臨床研究の効果的な推進を図るため、臨床研究部会（以下、「部会」という。）を置く。
- 2 部会は、臨床研究に関する議題・案件の討議決定及び連絡調整を目的とする。
 - 3 部会は、部会長、室長、室員及び研究実施者をもって構成する。
 - 4 部会長には臨床研究部長をもって充てる。
 - 5 部会は部会長が必要と認めたときに開催するものとする。
 - 6 部会における庶務は部会長の指名する者が担当し、議事の記録及び保管を行うものとする。

(研究の内容)

- 第7条 臨床研究部においては、リウマチ・骨運動器疾患、神経筋疾患、小児成育医療及び重症心身障害の政策医療をはじめ、全領域における研究課題を広く院内外に募集し、研究の機会を与えるとともに、第2条の規程に基づき臨床各部門や他施設と密接に連携を図りながら必要な臨床研究を行うものとする。

(研究の期間)

- 第8条 一課題の研究期間は2年を限度とする。但し、臨床研究部長が必要と認めた場合は、1年を越えない範囲内でその期間を延長できるものとする。

(研究の許可)

- 第9条 研究希望者は、研究申込書（別紙様式1）により、臨床研究部長に申請するものとする。
- 2 研究の許可は運営委員会における審議の結果に基づき臨床研究部長が決定するものとする。

(倫理審査委員会)

第10条 申請のあった研究課題のうち、臨床研究部長が倫理上必要と判断した研究については、倫理審査委員会での審議、承認を得た後でなければ研究の決定をすることが出来ない。

(研究の取り消し)

第11条 臨床研究部長は、臨床研究部の研究業績が著しく阻害されものと認められる場合は、当該研究者に対して研究の取り消しを行うことができる。

2 倫理委員会より、研究の続行に対する中止命令が発せられた場合は、その命令に従うものとする。

(研究業績)

第12条 研究に関して得られた成果は、部外の研究者も含め、研究発表会、関係学会等に発表するものとする。

2 研究内容の詳細については、原則としてそれぞれの専門雑誌、出版物に発表するものとする。

3 研究業績発表に必要な論文別冊・掲載等の費用については別に定めるところによる。

(研究業績集の作成)

第13条 学会発表の資料及び研究論文の別冊は、臨床研究部が一括して保管し、定期的に研究業績集を作成するものとする。

2 前項の業務は、臨床研究部長の指名する者がこれにあたるものとする。

(研究費の適正な執行)

第14条 臨床研究部の研究費の執行については、臨床研究部長が執行計画を作成し、運営委員会の審議を経て院長の承認を得るものとする。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、臨床研究部に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て別途院長が定める。

附 則

この規程は、平成 6年10月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 1月 1日から施行する。

熊本再春荘病院における論文別冊代金、英文校正料金などに関する取扱

熊本再春荘病院臨床研究部規程第12条の3項の規程による標記について、下記のとおり定める。

1. 論文別冊代金、論文掲載料

- ① 論文別冊代金（和文、英文を問わない）、論文掲載料は10万円を上限として当院臨床研究業務費から支出する。
- ② 10万円を超える代金については各診療科の研究費（治験、寄附金等）から支出するか、自費とする。
- ③ 代金の請求書が届いたら、直ちに請求書を契約係長に渡し支払い手続きを行う。
- ④ 別冊が届いたら病院で10部保管するので、契約係長に渡す。

2. 英文校正料金、投稿料

- ① 英文校正料金、投稿料は、原則として各診療科の研究費から支出する。
- ② 研究費が不足している場合に限り、2万円を上限として臨床研究業務費から支出する。2万円を超える料金は自費とする。
- ③ 請求書が届いたら、物品購入請求書と共に契約係長に渡し、支払い手続きを行う。

3. 英文翻訳料金

- ① 英文翻訳はできる限り行うべきでは無いが、やむを得ず英文翻訳が必要な場合は、各診療科の研究費から支払うか、自費とする。

4. 取扱の改定

- ① 臨床研究部の収支状況に応じて、本規程は適宜改定される場合がある。その場合は臨床研究部運営委員会にて審議し、幹部会議にて決定する。